

「ワールドマスタースゲームズ 2027 関西」に係る広域輸送委託業務 仕様書

1 件 名

「ワールドマスタースゲームズ 2027 関西」に係る広域輸送委託業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

ワールドマスタースゲームズ 2027 関西（以下、「大会」という。）を開催するにあたり、国内外から多数の選手、関係者、観戦客が訪れることが想定されている。この大会を成功させるため、ワールドマスタースゲームズ 2021 関西組織委員会（以下、「組織委員会」という。）は、競技地への移動及び参加者の重複参加が見込まれる競技地間の移動について、利便性の向上のため競技地への移動経路の確保及び広域シャトルバスを運行することを目的とする。

3 通 則

- （１） 受託事業者は、本業務を実施するにあたり、組織委員会と十分に協議・調整を行うとともに、組織委員会が必要と認め、指示した事項については、その指示に従うこと。
- （２） 本仕様書は、本業務の基本事項について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも業務遂行上必要な事項は、組織委員会と協議し、必要な手続きを行った上で、誠実に履行すること。
- （３） 本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合には、組織委員会と協議すること。
- （４） 受託事業者は、本業務の趣旨を理解し、業務を進めることとする。
- （５） 組織委員会に対し、過去の経験等を生かした多角的なアドバイスを積極的に行うこと。

4 業務内容

受託事業者は、競技地への移動経路の確保及び広域シャトルバスの運行に向けて次に掲げる業務を行う。
必要に応じて、現地確認調査、実行委員会ヒアリング同行、関係法令所管部局調整、関係団体調整を行う。

（１－１） 競技地間シャトルバスの調達

【乗車対象者：下記の競技出場者・競技関係者】

○下記に指定する運行区間のバス及び乗務員の確保。

- ・ 車種は正シート 40 席以上の大型車両とし、乗務員数は 1 名以上とする。
- ・ シャトルバスの台数は想定台数であるため、実際のエントリー状況に応じて増便または減便の調整を行う。

●慶野松原（兵庫県南あわじ市）～和歌山駅（和歌山県和歌山市）

バレーボール（ビーチ）～バレーボール（インドア）

片送り 令和 9 年 5 月 13 日（木）～14 日（金） 計 8 台 競技終了後発（17 時～19 時想定）

（１－２） 徳島県及び鳥取県へのシャトルバスの調達

【乗車対象者：大会参加者及び同伴の子ども（12 歳未満）】

○下記に指定する運行区間のバス及び乗務員の確保を行うこと。

- ・ 車種は正シート 40 席以上の大型車両とし、乗務員数は 1 名以上とする。
- ・ シャトルバスの台数は想定台数であるため、実際の予約状況に応じて、増便または減便の調整を行う。
増便または減便の調整は組織委員会と協議のうえ、決定する。
- ・ 発車時刻は、朝（9 時～12 時）と夕刻（15 時～17 時）の時間帯を想定。
- ・ 途中停車地からの乗降も可能とする。
- ・ 競技用具について、組織委員会から大会参加者に対して既存の輸送サービスを活用するよう、また運

搬に際して補償はできない等適宜案内を行うが、乗車当日に競技用具を持参した場合は他の荷物と同様の扱いにて運搬するよう対応すること。

①大阪駅－徳島駅間の定期便

- ・大阪駅発 令和9年5月13日（木）～31日（月） 19日間 朝1便 夕刻1便
- ・徳島駅発 令和9年5月13日（木）～31日（月） 19日間 朝1便 夕刻1便 計38台
- ※同日中の朝に大阪駅を出発する便と夕刻に徳島駅を出発する便は同一のバスとなる計画とすること。
- なお、朝徳島駅発、夕刻大阪駅発も同様とすること。
- ※途中停車地：兵庫県洲本市内、徳島県鳴門市内

②大阪駅－徳島駅間の増便

- 徳島県で開催される競技（ボウリング、ゴルフ、ウエイトリフティング、トライアスロン、アクアスロン、カヌースラローム）の開催にあわせて、各出発地点を朝出発する定期便に合わせて片送りの増便を行う。
- ※途中停車地：兵庫県洲本市内、徳島県鳴門市内

増便

単位：台

日にち	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
大阪駅 → 徳島駅	0	0	0	1	1	1	1	13	12	4	13	1	0	1	2	0	0	0	0
徳島駅 → 大阪駅	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	14	13	2	2	0	0	11	2	1

③大阪駅－米子駅間の定期便

- ・大阪駅発 令和9年5月13日（木）～31日（月） 19日間 朝1便 夕刻1便
- ・米子駅発 令和9年5月13日（木）～31日（月） 19日間 朝1便 夕刻1便 計38台
- ※同日中の朝に大阪駅を出発する便と夕刻に米子駅を出発する便は同一のバスとなる計画とすること。
- なお、朝米子駅発、夕刻大阪駅発のバスも同様とすること。
- ※途中停車地：鳥取駅、倉吉駅

④大阪駅－米子駅間の増便

- 鳥取県で開催される競技（アーチェリー、自転車（トラック・ロードレース）、グラウンド・ゴルフ、）の開催にあわせて、各出発地点を朝出発する定期便に合わせて片送りの増便を行う。
- ※途中停車地：鳥取駅、倉吉駅

増便																						単位：台	
日にち		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
曜日		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月			
大阪駅 → 米子駅		1	1	1	1	3	3	3	2	3	2	0	0	0	3	2	0	0	0	0			
米子駅 → 大阪駅		0	0	0	1	1	1	1	0	1	2	3	3	3	2	2	0	0	2	3			

（2） 広域輸送にかかる運用・管理・予約に関する業務の実施

前項に定める広域輸送を安全かつ確実に運用する計画及び体制の構築。

- ① 調達・運行シミュレーション（必要台数等の精査）
- ② シャトルバスの管理・運用。
- ③ 配車場所、配車時間、必要台数及び運行経路図等を含む、バス申し込みに伴う資料データの作成。
- ④ 運行要員を下記シャトルバス乗車場所及び日程に配置し、バスの運行・待機状況の把握、発着指示、発着時間管理及び乗車人数の記録等を確実に執行できる管理を行うこと。

運行要員について大阪駅は 5 名、徳島駅・米子駅は 3 名、慶野松原・洲本市内経由所・鳴門市内・鳥取駅・倉吉駅は 2 名配置すること

なお、運行要員のうち、1 名以上は日本語・英語でバスの乗降業務に対応できる者とする。

○慶野松原（兵庫県南あわじ市）：令和 9 年 5 月 13 日（木）～14 日（金）

○大阪駅・徳島駅・洲本市内経由所・鳴門市内・鳥取駅・倉吉駅・米子駅

：令和 9 年 5 月 13 日（木）～31 日（月）

※運行要員は各シャトルバスの乗車に要する時間にのみ乗車場所に配置することで差し支えない。

- ⑤ 運行要員については事前に指導し、当該業務の支障を来さないようにすること。
- ⑥ 配車日時、場所及び台数等の変更に対し迅速に対応を行うこと。
- ⑦ 業務を遂行するにあたり、バス事業者等に対し必要に応じて説明会等を行うこと。
- ⑧ 業務における必要な備品等の設置・管理・撤去を行うこと。なお、業務における必要な備品等は、受託事業者が準備すること。
- ⑨ 「4 業務内容（1－1）（1－2）」の各シャトルバスについて、シャトルバス利用希望者がバスを予約できる期間は令和 9 年 3 月 1 日～5 月 30 日までとすること。
予約期間内において、参加者区分ごとに予約可能時期を設定することとする。（詳細は組織委員会が指定する）
- ⑩ シャトルバス利用予約は日本国外参加者の利便向上のため、日本語と英語で閲覧可能なオンラインシステム等経由とし、システム構築並びに運用は受注者がおこなう。
- ⑪ 予約期間中において予約に係る問い合わせ窓口を設けること。
 - ・ 対応言語：日英
 - ・ 対応方法：メールまたはお問い合わせフォーム（電話対応不要）
 - ・ 担当者：運行本部と兼務を可能とする。
- ⑫ 予約期間中においてキャンセルの受付を可能とすること。また、キャンセルにより生じた空席に新たに予約できるようにすること。
なお、無連絡キャンセルを防ぐ工夫を検討すること。
- ⑬ 運行当日は大会参加者に付与する電子 AD カード等を活用し、乗車対象者であるかどうかの確認、迅速な受付、出発ができる環境の構成を意識した仕様とすること。
- ⑭ 1 台あたりのバスの最低催行人数（5 名程度を予定）及び最大予約可能人数は、組織委員会と協議のうえ、決定する。
また、予約がない大会参加者についても、運行日当日にシャトルバスに空席がある場合は利用することができるよう対応を行うこと。
- ⑮ 運行本部責任者 1 名を必須とし、担当者 2 名以上の最低計 3 名以上の運行本部を設置すること。

（3）バス事業者

上記（1－1）、（1－2）、（2）の業務にて調達・運行するバスについては、以下の要件を満たしている業者が所有しているバスとすること。

①許認可について

以下のいずれかの要件を満たす事業者とする。

〈ア〉道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ロに規定する一般貸切旅客自動車輸送事業に係る同法第 4 条第 1 項の国土交通大臣の許可を受けていること。

〈イ〉道路運送法第 3 条第 2 号に規定する特定旅客自動車運送事業に係る同法第 43 条第 1 項の規定による国土交通大臣の許可を受けていること。

②処分履歴について

以下のいずれにも該当しない事業者とする。

- 〈ア〉「一般乗合旅客自動車輸送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 25 年 9 月 17 日付け国自安第 138 号、国自旅第 218 号、国自整第 162 号）中の「2. 法令違反に係る点数制度」による違反点数の累積点数が 15 点を超えている者
- 〈イ〉「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 28 年 11 月 18 日付け国自安第 157 号、国自旅第 227 号、国自整第 220 号）中の「2. 法令違反に係る点数制度」による違反点数の累積点数が 15 点を超えている者
- 〈ウ〉道路輸送法第 3 条第 2 号に規定する特定旅客自動車運送事業について、アと同様の基準による違反点数の累積点数が 15 点を超えている者

（４） 車両の識別

シャトルバスの目的及び行先等が分かる識別証を作成し、バスに表示すること。識別証のデザインについては組織委員会と協議のうえ決定する。

（５） シャトルバス発着所の設定及び装飾

関係機関や団体、施設管理者等と調整を行い、シャトルバス発着所の調査及び設定のうえ、乗降場所を確保すること。競技会場が発着地となる場合には、競技運営管理者と連携すること。

また、参加者がシャトルバス発着所へ迷うことが無いような誘導案内及び案内誘導看板（手持ち）の作成を行うこと。なお、発着所の設定および誘導案内等において必要に応じて装飾物を設置する際は、競技会場の競技運営管理者および駅等との折衝をおこなうこと。

（６） シャトルバスの運行実績報告

事前に準備した台数及び実際に運行した台数等を明確にし、運行実績報告書を作成し、組織委員会に報告すること。

5 臨機の措置

- （１） 受託事業者は、災害及び事故の発生が予測される場合など、特に必要と認めるときは、組織委員会の指示を受け、臨機の措置をとること。
 - （２） 不測の事態が発生した場合等、やむを得ない事情があるときは、受託事業者の責任において、受託事業者の判断により臨機の措置をとるとともに、直ちに組織委員会に報告すること。また、その措置の内容について組織委員会からの指示があった場合は、速やかにその指示に応じること。
- なお、これに伴い費用が発生した場合は、別途協議する。

6 従事者の教育

受託事業者は、上記で記された業務内容について、事前に従事者に対して十分周知した上で実施すること。特に人員輸送においては、競技運営に支障を来すことなく、安全かつ効率的な輸送の管理が行えるよう指導するとともに、おもてなしの心で対応するように教育すること。

7 特記事項

（１） 再委託

受託者は本業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先、その理由、管理体制及びその他組織委員会が指示する事項を記載した再委託届出書を提出し、組織委員会から書面による承認を得ること。また、再委託をする場合においても、その最終的な責任は受託者が負うこととする。

(2) 機密保持

本業務の実施過程で知り得た機密情報、組織委員会・実行委員会・競技団体等が開示した情報、その他機密情報について知り得た情報及び組織委員会が作成した情報を、本業務の目的以外に使用、第三者に開示もしくは漏えいしてはならないものとする。また、そのための必要な措置を講じること。

8 その他

- (1) 本業務にかかる協議は日本語で行い、資料等も日本語で記載すること。
- (2) 本業務で作成した提出物についての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定されている権利を含む）及びその他いかなる権利も、全て組織委員会に帰属し、データの改変及び 2 次利用等に対し、いかなる異議も申し立てることはできない。
- (3) 業務の遂行中に既存の建物、施設、設備等に損傷を与えた場合は直ちに組織委員会に報告するとともに、受託事業者の責任及び費用負担において速やかに修復すること。
- (4) 予約状況等によるシャトルバスの減便が生じる場合は、組織委員会と協議の上、減便を行うことができる。その際、運行日の 1 ヶ月前までの減便に伴う費用に関しては、組織委員会は負担しないものとする。
- (5) 運行経費（人件費・燃料油脂費・車両修繕費・その他運行費（有料高速代、回送料、乗降場所・休憩時の駐車場料金））等、本業務の遂行に付随して必要になる全ての費用は委託料に含めること。
- (6) 受託者は本業務遂行中に生じた事故等に対して、全ての責任を負うものとし、受託者において必要な保障対応等の処理を行うこと。
- (7) 受託者は、各種保険への加入等を含め、事故等への備えに万全を期すこと。
- (8) 事故等が発生した場合、受託者は、組織委員会に対して速やかにその旨を連絡し、以降、組織委員会の求めに応じ必要な資料等を提出するとともに、処理後に、事故等ごとに組織委員会に対して書面にて再発防止策を含めて報告を行うこと。
- (9) 受託者は、台風等の荒天や災害、車両故障、乗務員急病等、その他やむを得ない事由が発生し、又は発生の恐れがあるときは、組織委員会と速やかに運行に関する協議を行い、代替手段の履行を含め必要な対応をとること。
- (10) 受託者においてバスの調達をする際に、鳥取県及び徳島県に本社を構えているバス事業者に対して参入の機会を設けるよう配慮すること。